

〔参 考〕

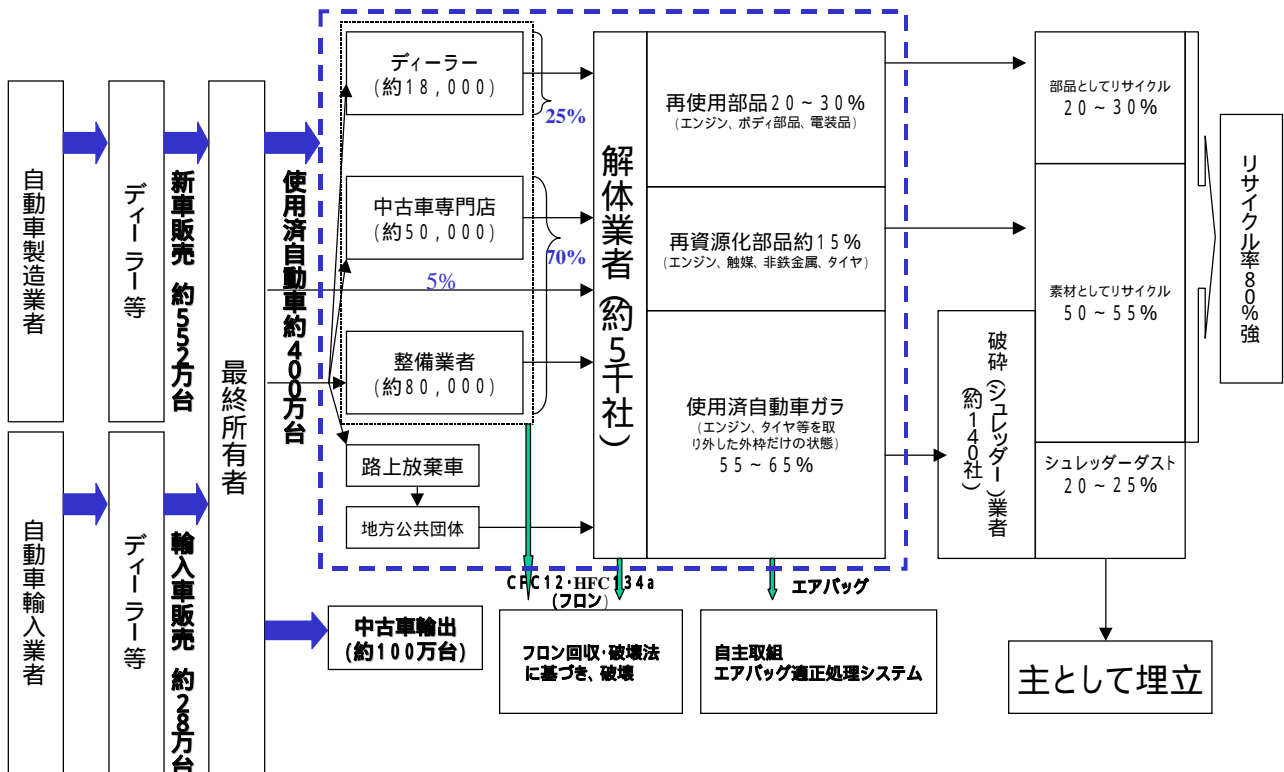
.自動車リサイクル法の概要	2
1. 自動車リサイクル法の目的	2
2. 自動車リサイクル法の基本的考え方	3
3. 自動車リサイクル法の構成	3
4. 自動車リサイクル法の対象自動車	6
(1) 対象車種	6
(2) 対象となる時期	6
.関連事業者の登録・許可の概要	7
1. 引取業者	7
2. フロン類回収業者	8
3. 解体業者	9
4. 破砕業者	11
.解体業の許可のための申請書・添付書類	13
.自動車リサイクル法と廃棄物処理法の関係	14

自動車リサイクル法の概要

1. 自動車リサイクル法の目的

わが国では「使用済自動車」が年間約400万台（中古車輸出を含めれば約500万台）排出されています。使用済自動車は有用金属・部品を含み、資源としての価値が高いので、解体業者や破碎業者を通じて売買され、リサイクル・処理が行われてきました。

我が国における使用済自動車の流れとリサイクル率の現状



注1)ディーラー、中古車専門店、整備業者はそれぞれ兼業している場合がある。
 注2)我が国における現在の自動車保有台数は、約7,400万台。

しかし一方では、産業廃棄物最終処分場の余裕が少なくなりつつあり、環境省の試算（平成13年4月）では、残余年数が3.9年（首都圏では1.2年）と予測され、使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっています。

また、最終処分費の高騰により、使用済自動車の逆有償化（処理費を払って引き渡す）が進展しており、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあって、不法投棄、不適正処理のおそれも生じている状況です。

このため、自動車製造業者を中心とした各関連事業者に適切な役割分担を義務づけることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが必要となりました。

2.自動車リサイクル法の基本的考え方

基本的な考え方は次の通りです。

現在の関連事業者の役割分担を前提としながら、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダーダストを低減させる。更に新たな環境課題であるフロン類、エアバッグ類にも対応する。

市場原理に基づいた、使用済自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取り組みの環境整備を図りながら、自動車製造業者等に適正な競争原理が働く仕組みとする。

使用済自動車から生じる最終埋立処分量の極小化を図る。

自動車製造業者等にシュレッダーダスト等のリサイクル義務を課す。

不法投棄の防止に役立つ仕組みとする。

- ・ 関連事業者は都道府県等の登録・許可制
- ・ 使用済自動車等の引取り・引渡し義務
- ・ 電子マニフェスト（移動報告）制度の導入
- ・ リサイクル料金等の新車時（車検時）預託
- ・ 自動車重量税還付制度の導入 等

既存制度（廃棄物処理法、フロン回収破壊法）との円滑な接合を図る。

3.自動車リサイクル法の構成

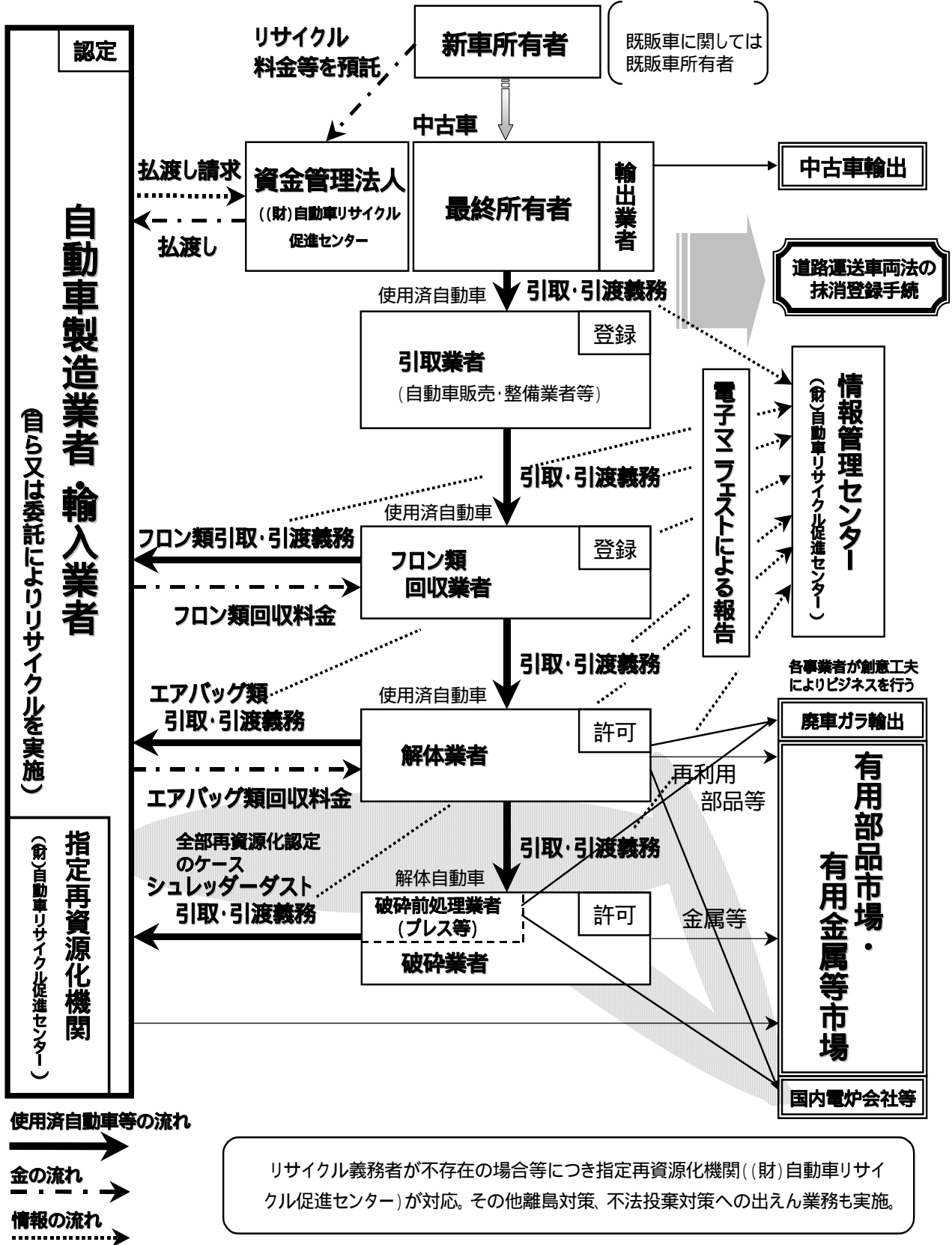
自動車リサイクル法での使用済自動車、リサイクル料金、情報等の流れは次のようになります。

使用済自動車等の流れ

- ・ 自動車製造業者等（輸入業者を含む）は、自らが製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行なう義務を負う。
- ・ これまでの関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり、役割分担のもと、使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称:自動車リサイクル法)



リサイクル料金等の流れ

- ・自動車製造業者等（輸入業者を含む）が行なうシュレッダーダスト、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては、リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる）に負担を求める。あわせて情報管理費用と資金管理費用についても自動車所有者の負担となる。
- ・リサイクル料金は予め各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定め、公表する。これにより自動車製造業者等間で競争が生じ、リサイクルが容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られる。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令する。
- ・リサイクル料金等は、自動車所有者が原則として新車購入時（既販車については車検時まで）に資金管理法である（財）自動車リサイクル促進センターに預託する。国土交通大臣等が登録・車検手続き時にこれを確認する。
- ・自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による減失等を防ぐため、リサイクル料金等は（財）自動車リサイクル促進センターが管理し、自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたって、リサイクル料金払い渡しを請求する。

情報の流れ

- ・電子マニフェスト（移動報告）制度を導入、使用済自動車等が各工程の事業者間で、適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築する。
- ・登録・許可を得た各関連事業者が、使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、その旨を情報管理センターである（財）自動車リサイクル促進センターにパソコン等からインターネット上で接続して報告する制度とし、マニフェスト情報を一元的に管理する。

4.自動車リサイクル法の対象自動車

(1) 対象車種

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、下記の <対象外となる自動車>を除く全ての自動車で、大型車、特種自動車、ナンバープレートの無い構内車を含みます。

また、対象となる自動車のうちでも、に掲げる架装物部分については、破砕業者で処理されることが少なく、載せ替えや別用途に再利用される場合も多いので、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類に焦点をあてている自動車リサイクル法では対象外としています。

対象外となる自動車

- ・被けん引車
- ・二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車
- ・その他政省令で定めるもの（農業機械、林業機械、スノーモービル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車）

対象外となる架装物

- ・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
- ・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
- ・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
- ・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

上記の架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合、架装物部分は自動車リサイクル法の対象外であるため、自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取り義務はなく、シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともなりません。この場合は一般的な廃棄物処理法上のルールに従って処理されることに留意して下さい。

(2) 対象となる時期

平成17年1月1日以降、新たに引取業者に引き渡された自動車から、自動車リサイクル法の対象となります。

平成16年12月31日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には、平成17年1月1日以降も（旧）フロン回収破壊法の仕組みに従う必要があります。

・関連事業者の登録・許可の概要

使用済自動車等の流れは、自動車所有者 引取業者 フロン類回収業者 解体業者 破砕業者となりますが、それぞれの役割分担を明確にした登録・許可制が設けられました。したがって複数の種類の事業を行う事業者は、それぞれの事業について登録・許可が必要になります。

1. 引取業者

自動車所有者から使用済自動車を引取り、フロン類回収業者または解体業者に引渡すリサイクルルートに乗せる入口の役割。

解体にまわすことになる使用済自動車としてではなく、中古車として引取することは自由。引取業者の段階で使用済自動車 or 中古車のいずれであるか線引きすることが極めて重要。

(1) 登録制

- ・自動車所有者から使用済自動車を引取る事業者は、引取業者として、事業所所在地の都道府県知事または保健所設置市の市長に登録することが必要です。登録が無い事業者は、使用済自動車を引取ることが出来ません。
- ・フロン回収破壊法で第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法の引取業者に自動的に移行します。
ただし、フロン回収破壊法では登録が都道府県・政令市ごと事業所ごとでしたが、自動車リサイクル法では都道府県・保健所設置市ごと事業者ごととなります。
- ・自動車リサイクル法の登録を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要で、事業所所在地以外の都道府県でも収集運搬が可能です。

(2) 行為義務 (平成17年1月1日から適用)

- ・自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。
- ・使用済自動車の引取りの際にはリサイクル料金等が(財)自動車リサイクル促進センターに預託されている旨の確認が必要となります。
- ・使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者(車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しない)に引取りの書面(引取証)を交付する義務があります。
- ・フロン類が充填されているカーエアコンが搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引渡す義務があります。
フロン類回収業者・解体業者には引取義務がありますが、正当な理由がある場合には引取拒否される可能性もあります。
- ・電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に(財)自動車リサイクル促進センターに引取り・引渡し実施報告を行なう義務があります。

2. フロン類回収業者

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引渡す役割。自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求可能。

(1) 登録制

- ・使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として事業所所在地の都道府県知事または保健所設置市の市長に登録することが必要です。
- ・フロン回収破壊法で第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法のフロン類回収業者に自動的に移行します
ただし、フロン回収破壊法では登録が都道府県・政令市ごと事業所ごとでしたが、自動車リサイクル法では都道府県・保健所設置市ごと事業者ごととなります。
- ・自動車リサイクル法の登録を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要で、事業所所在地以外の都道府県でも収集運搬が可能です。

(2) 行為義務 (平成17年1月1日から適用)

- ・引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。
- ・使用済自動車を引取ったときは、フロン類回収基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従って自動車製造業者等に（指定引取場所で引取基準に従って）引渡す義務があります。
- ・フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の請求が（フロン回収破壊法と同様）可能です。
- ・フロン類を回収した使用済自動車は解体業者へ引渡す義務があります。解体業者には引取義務がありますが、正当な理由がある場合には引取拒否される可能性もあります。
- ・電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから3日以内に（財）自動車リサイクル促進センターに引取り・引渡し実施報告を行う義務があります。
また、毎年度終了後1月以内に、事業所ごとにフロン類の再利用量等の項目について、（財）自動車リサイクル促進センターに報告する義務があります。
- ・使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

3 . 解体業者

使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類（ガス発生器）を自動車製造業者等に引渡す役割。エアバッグ類について自動車製造業者等に回収費用を請求可能。

(1) 許可制

- ・使用済自動車（または解体自動車）の解体を行う事業者は、解体業者として事業所所在地の都道府県知事または保健所設置市の市長の許可を受けることが必要です。

許可制は、平成16年7月1日から適用され、同日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要で

【使用済自動車を解体して部品取りをする事業者は、生活環境の保全等の観点から、全て自動車リサイクル法の解体業の許可を受けることが必要です。

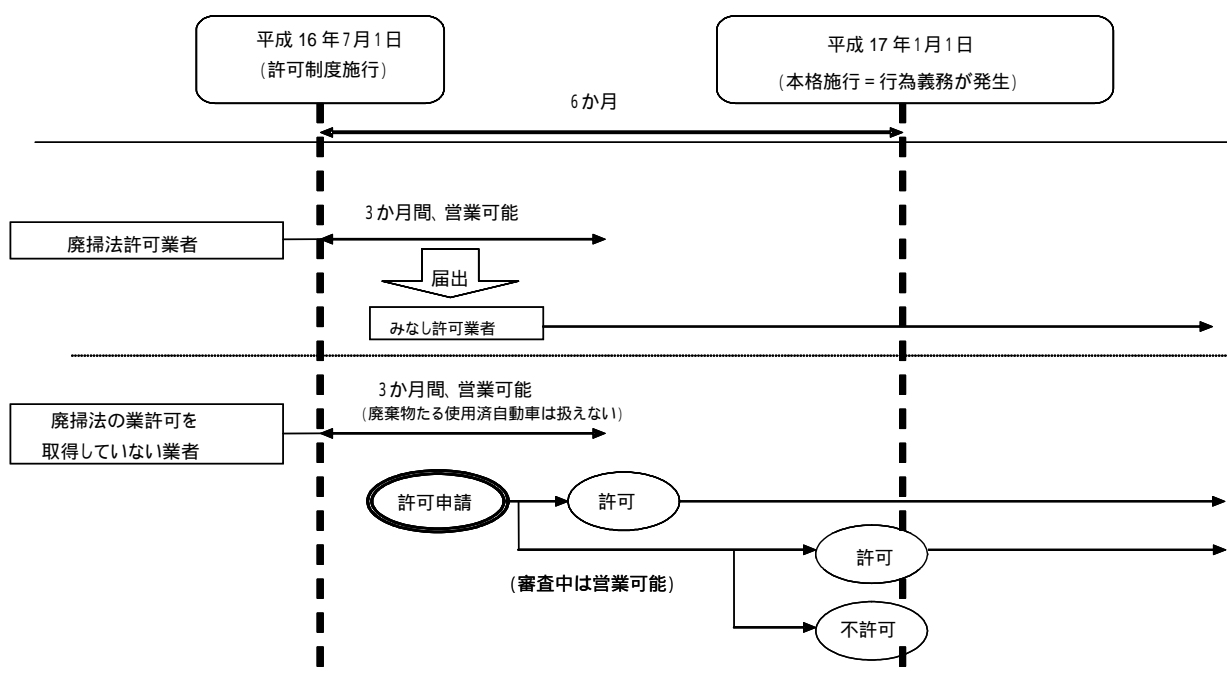
ただし、例えば自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されないものと考えられます。】

- ・許可基準は、使用済自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全およびリサイクルを適切に実施する能力を担保するうえで必要最低限のものとして定められています。
- ・許可制度開始時（平成16年7月1日）に解体業を行っており、かつ廃棄物処理法の業の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内（9月末日まで）に届出をすれば、解体業の許可に移行出来ます。

許可制度開始時に解体業を行っているが、廃棄物処理法の業の許可を受けていない事業者は、3ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能で、その間に少なくとも許可の申請までを行なう必要があります。

- ・自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）については廃棄物処理法の業の許可は不要で、事業所所在地以外の都道府県でも収集運搬が可能です。

平成16年7月1日から3か月以内に許可申請(廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出)が必要



(2) 行為義務 (平成17年1月1日から適用)

- ・引取業者またはフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引取る義務があります。

< 正当な理由 >

- イ) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合 (例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定)
- ロ) 使用済自動車に異物が混入している場合 (他のゴミが詰められている場合を想定)
- ハ) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合 (例えば、大量一括持込みの要請がある場合等、自社の車両保管能力を超え適正な保管が困難である場合を想定)
- ニ) 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合 (例えば、引取価格や運搬その他の条件、極めて遠距離からの引取りの要請、引取り側の合意なく一方的に置いていかれる、普通乗用車しか引取らない業者に大型商用車の引取り要請など)
- ホ) 使用済自動車の引取りが法令の規定または公序良俗に反するものである場合 (法令の規定には自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっているの引取りなども想定)

- ・使用済自動車を引取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡す場合を除き、エアバッグ類について回収責任があります。
（下記、のいずれかを選択）
インフレーター等（ガス発生器）部分を取外して回収し、自動車製造業者等に（指定引取場所で引取基準に従って）引渡す。
エアバッグ類の処理・再資源化の義務がある自動車製造業者等からの委託を受けて、車上作動処理（使用済自動車のままの状態での作動）をする。
- ・使用済自動車を引取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡す場合を除き、再資源化基準に従って適切な解体をする義務があります。
- ・引取った使用済自動車または解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者または解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引渡す義務があります。
破砕業者には引取義務がありますが、鉛蓄電池・タイヤの取外しがしていないなど正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があります。
解体自動車全部利用者へ引渡す場合には引渡しを証する書面（解体自動車全部利用者が作成し必要事項が記載されたもの）を受領して、5年間保存する義務があります。
- ・電子 manifests 制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に（財）自動車リサイクル促進センターに引取・引渡実施報告を行う義務があります。
- ・使用済自動車または解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

4 . 破砕業者

解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行ない、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引渡す役割。

(1) 許可制

- ・解体自動車（廃車ガラ）の破砕またはプレス・せん断（破砕前処理）を行なう事業者は、破砕業者として事業所所在地の都道府県知事または保健所設置市の市長の許可を受けることが必要です。
許可制は、平成16年7月1日から適用され、同日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要です。
【解体自動車（廃車ガラ）の破砕またはプレス・せん断のみを行なう事業者も、破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要です。また、解体業者がプレス機や重機によりプレスを行なう場合には、解体業の許可に加えて破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可が必要です。】
- ・許可基準は、使用済自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全および

リサイクルを適切に実施する能力を担保するうえで必要最低限のものとして定められています。

- ・許可制度開始時（平成16年7月1日）に破砕業を行っており、かつ廃棄物処理法の産業廃棄物処理業（処分業）の許可を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内（9月末日まで）に届出をすれば、破砕業の許可に移行出来ます。

許可制度開始時に破砕業を行っているが、廃棄物処理法の業の許可を受けていない事業者は、3ヶ月間は引き続き事業を行うことが可能で、その間に少なくとも許可の申請までを行なう必要があります。

- ・自動車リサイクル法の破砕業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象自動車の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）については廃棄物処理法の業の許可は不要で、事業所所在地以外の都道府県でも収集運搬が可能です。
- ・事業の範囲（破砕前処理工程のみor破砕処理工程のみor破砕前処理工程+破砕処理工程の3区分のいずれか）の変更の場合には、許可申請の場合の手続きに準じて変更許可を申請する必要があります。

（2）行為義務（平成17年1月1日から適用）

- ・解体業者または破砕前処理工程のみを行なう破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引取る義務があります。
- ・解体自動車を引取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引渡す場合を除き、再資源化基準に従って適切な破砕または破砕前処理を実施する義務があります。
- ・破砕前処理工程のみを行なう破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行なった解体自動車を他の破砕業者（破砕処理を行なう者）または解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行なう業者、スクラップ源として輸出を行なう廃車ガラ輸出業者）へ引渡す義務があります。
解体自動車全部利用者へ引渡す場合には引渡し的事实を証する書面（解体自動車全部利用者が作成し必要事項が記載されたもの）受領して、5年間保存する義務があります。
- ・破砕業者（破砕を行なう場合）は、破砕工程後シュレッダーダスト（ASR）を自動車製造業者等に（指定引取場所で引取基準に従って）引渡す義務があります。
- ・電子マニフェスト制度を利用して、解体自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから3日以内に（財）自動車リサイクル促進センターに引取・引渡実施報告を行う義務があります。
- ・解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

・解体業の許可のための申請書・添付書類

< 申請に必要な書類の内容 >

< 申請書記載事項 >

申請者名・住所・代表者名

事業所名・所在地

役員の氏名・住所

役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所

事業の用に供する施設の概要

標準作業書の記載事項

既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）

解体業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称・住所

< 添付書類 >

解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）設計計算書、付近の見取り図

施設の所有権（又は使用権原）の証明書

事業計画書

収支見積書

申請者が個人の場合には、住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と登記簿謄本

役員の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し（又は外国人登録証明書）及び登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）

本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し（又は外国人登録証明書）と登記事項証明書

欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

当該都道府県等における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって添付書類の一部（ と ～ ）は不要となる。

許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（ と ）は不要。

解体業許可申請に必要な審査手数料は、各都道府県等が設定するが、その標準額（目安）は以下のとおり。

新規許可申請時	: 78,000円
許可更新時	: 70,000円

自動車リサイクル法と廃棄物処理法の関係

自動車リサイクル法と廃棄物処理法の関係は次のようになります。

使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類）は自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなります。

ただし、取外した部品等や電炉会社等に引渡される解体自動車（廃車ガラについては、一般的な廃棄物処理法の考え方に基づくことになるため、有価での引渡しであれば原則廃棄物にはあたりません）

自動車リサイクル法の登録・許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって、廃棄物処理法の業の許可は不要です。事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば、他の都道府県でも収集運搬が可能です。

ただし、運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準には従う必要があります。

登録・許可業者には、次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引渡す義務がありますが、廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はありません。（委託契約書の自主的な締結は当然に可能）

また、この場合には、使用済自動車等の引取り・引渡しについては、自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため、廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要となります。

次の工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行なう場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産廃・一廃どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要です。（産業廃棄物であれば廃棄物処理法上のマニフェストは不要ですが、廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）

また、自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても、使用済自動車以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要です。